

市長記者会見

◆と き：令和7年11月26日(水)

午前10時～

◆ところ：可児市役所5階全員協議会室

- 1 令和7年(2025年)第5回可児市議会定例会会期日程 ······ P 1
- 2 令和7年(2025年)第5回可児市議会定例会提出議案説明書 ······ P 2
- 3 令和7年度 12月補正予算の概要について ······ P 11

可児市市政企画部広報情報課

0574-62-1111 内線3323

次回開催予定日時
12月18日(木)午後3時～

令和7年(2025年) 可児市議会第5回定例会(12月) 会期日程

会期 22日

月 日	曜 日	開始時間		備 考
11月10日	月	9:00	正副委員長会議	代表質問受付開始(8:30) 中濃十市議会議長会議員研修会(午後)
		10:30	総務企画委員会	※執行部の出席を求められることがあります。
11日	火	9:00	建設市民委員会	
12日	水	9:00	教育福祉委員会	代表質問(大項目)締切(16:00) 全国市長会
13日	木		一般質問受付開始(8:30)	全国市長会
14日	金			
15日	土			
16日	日			
17日	月			
18日	火			
19日	水		代表質問・一般質問締切(11:00)	
20日	木		請願・陳情受付締切(正午)	
21日	金			招集告示 議運・全協打合せ(13:30)
22日	土			
23日	日			可児市美術展表彰式(14:00) 勤労感謝の日
24日	月			振替休日
25日	火	9:00	議会運営委員会	
		議運終了後	議会全員協議会	
26日	水			議案書配布(8:30)
27日	木			次第書打合せ(13:30)
28日	金	9:00	本会議(開会・提案)	
		本会議終了後	広報部会	
29日	土	休会		議会報告会(総務企画委員会)
30日	日	"		
12月1日	月	"		
2日	火	"	議案質疑、委員会質疑締切(正午)	
3日	水	"		次第書打合せ(13:30)
4日	木	9:00	本会議(一般質問)	※全ての一般質問終了後、議案質疑及び議案付託を行います。
5日	金	9:00	本会議(一般質問)	
		本会議終了後	広聴部会	
6日	土	休会		
7日	日	"		可児市教育委員会表彰式(9:30)
8日	月	9:00	本会議(一般質問予備日)	
9日	火	9:00	予算決算委員会	
		委員会終了後	広報広聴協議会	
10日	水	9:00	総務企画委員会	
11日	木	"	建設市民委員会	
12日	金	"	教育福祉委員会	
13日	土	休会		
14日	日	"		
15日	月	"		惟子小出前講座(AM)
16日	火	"		
17日	水	"	討論締切(正午)	惟子小出前講座(AM) 議運(予備日)打合せ(13:30) 可児川防災等ため池組合議会定例会(午前) 可茂地域一部事務組合議会定例会(午後)
18日	木	(9:00)	議会運営委員会(予備日)	議運・次第書打合せ(高校生議会終了後又は議運終了後) 高校生議会(PM)
19日	金	9:00	本会議(委員長報告・採決・閉会)	
		本会議終了後	議会運営委員会	

令和7年（2025年）第5回可児市議会定例会提出議案説明書

議案第71号 令和7年度可児市一般会計補正予算（第4号）について

議案第72号 可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

国家公務員の給与改定に準じて、一般職の特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給率並びに給料表を改定するもの。

(2) 改正内容

【第9条】特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給率を引き上げる。

単位：月

		6月	12月	年計
改定前	期末手当	0.95	0.95	1.90
	勤勉手当	0.875	0.875	1.75
改定後	期末手当	<u>0.9625</u>	<u>0.9625</u>	<u>1.925</u>
	勤勉手当	<u>0.8875</u>	<u>0.8875</u>	<u>1.775</u>

【別表】特定任期付職員の給料月額を引き上げる。

単位：円

		1号給	2号給	3号給	4号給	5号給	6号給
改定前	給料月額	392,000	440,000	492,000	555,000	634,000	740,000
改定後	給料月額	<u>405,000</u>	<u>455,000</u>	<u>508,000</u>	<u>574,000</u>	<u>655,000</u>	<u>765,000</u>

(3) 施行日／令和8年4月1日

議案第73号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

国家公務員の給与改定に準じて、一般職職員の期末手当及び勤勉手当の支給率をそれぞれ年間0.025月分引き上げることに伴い、市議会議員の期末手当の支給率を年間0.05月分引き上げるもの。

(2) 改正内容

【第4条第2項】期末手当の支給率を引き上げる。

単位：月

		6月	12月	年計
改定前		2.3	2.3	4.6
改定後	令和7年度（第1条関係）	2.3	<u>2.35</u>	<u>4.65</u>
	令和8年度以後（第2条関係）	<u>2.325</u>	<u>2.325</u>	4.65

- (3) 施行日／公布の日（第1条による改正後の規定は、令和7年12月1日から適用する。）
第2条の規定は、令和8年4月1日
-

議案第74号 可児市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- (1) 改正趣旨
消防団の班長の業務負担、職責等を勘案し、報酬額を改定するもの。
- (2) 改正内容
【別表第1】班長の報酬額を年額38,000円から年額40,000円に引き上げる。
- (3) 施行日／令和8年4月1日
-

議案第75号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- (1) 改正趣旨
国家公務員の給与改定に準じて、一般職職員の期末手当及び勤勉手当の支給率をそれぞれ年間0.025月分引き上げることに伴い、常勤の特別職職員の期末手当の支給率を年間0.05月分引き上げるもの。
- (2) 改正内容
【第5条第2項】期末手当の支給率を引き上げる。

単位：月

		6月	12月	年計
改 定 前		2.3	2.3	4.6
改 定 後	令和7年度（第1条関係）	2.3	<u>2.35</u>	<u>4.65</u>
	令和8年度以後（第2条関係）	<u>2.325</u>	<u>2.325</u>	4.65

- (3) 施行日／公布の日（第1条による改正後の規定は、令和7年12月1日から適用する。）
第2条の規定は、令和8年4月1日
-

議案第76号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- (1) 改正趣旨
国家公務員の給与改定に準じて、一般職職員の宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給率並びに給料表を改定するもの。
- (2) 改正内容
① 宿日直手当の額を改定するもの（第1条関係）
【第20条】宿日直勤務職員の給与の状況を踏まえ、宿日直手当の上限額を1回につ

き4,400円から4,700円に引き上げる。

- ② 期末手当及び勤勉手当の支給率を改定するもの（第1条、第3条関係）

【第21条第2項、第3項、第22条第2項第1号、第2号】一般職職員の期末手当及び勤勉手当の支給率を引き上げる。

<定年前再任用短時間勤務職員以外の職員>

単位：月

			6月	12月	年計
改 定 前		期末手当	1.25 (1.05)	1.25 (1.05)	2.5 (2.1)
		勤勉手当	1.05 (1.25)	1.05 (1.25)	2.1 (2.5)
改 定 後	令和7年度 (第1条関係)	期末手当	1.25 (1.05)	<u>1.275</u> <u>(1.075)</u>	<u>2.525</u> <u>(2.125)</u>
		勤勉手当	1.05 (1.25)	<u>1.075</u> <u>(1.275)</u>	<u>2.125</u> <u>(2.525)</u>
	令和8年度以後 (第3条関係)	期末手当	<u>1.2625</u> <u>(1.0625)</u>	<u>1.2625</u> <u>(1.0625)</u>	2.525 (2.125)
		勤勉手当	<u>1.0625</u> <u>(1.2625)</u>	<u>1.0625</u> <u>(1.2625)</u>	2.125 (2.525)

() 内は特定管理職員

<定年前再任用短時間勤務職員>

単位：月

			6月	12月	年計
改 定 前		期末手当	0.7 (0.6)	0.7 (0.6)	1.4 (1.2)
		勤勉手当	0.5 (0.6)	0.5 (0.6)	1.0 (1.2)
改 定 後	令和7年度 (第1条関係)	期末手当	0.7 (0.6)	<u>0.725</u> <u>(0.625)</u>	<u>1.425</u> <u>(1.225)</u>
		勤勉手当	0.5 (0.6)	<u>0.525</u> <u>(0.625)</u>	<u>1.025</u> <u>(1.225)</u>
	令和8年度以後 (第3条関係)	期末手当	<u>0.7125</u> <u>(0.6125)</u>	<u>0.7125</u> <u>(0.6125)</u>	1.425 (1.225)
		勤勉手当	<u>0.5125</u> <u>(0.6125)</u>	<u>0.5125</u> <u>(0.6125)</u>	1.025 (1.225)

() 内は特定管理職員

- ③ 給料表を改定するもの（第2条関係）

【別表第1～別表第3】若年層に特に重点を置き、全ての職員を対象に給料月額を引き上げる。

- (3) 施行日／公布の日（第1条及び第2条による改正後の規定は、令和7年4月1日から適用する。）

第3条の規定は、令和8年4月1日

議案第77号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

建築基準法施行令の改正に伴い、改正するもの。

(2) 改正内容

【別表第6項第21号、第22号】建築基準法施行令の条項にそれが生じることに伴い、引用条項を改める。

(3) 施行日／公布の日

議案第78号 可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、当該基準を参照して改正するもの。

(2) 改正内容

【第17条】母子保健法に基づく乳幼児の健康診査の内容が家庭的保育事業者等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことが出来る旨を規定する。

(3) 施行日／公布の日

議案第79号 可児市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

(1) 制定趣旨

児童福祉法の改正により、乳児等通園支援事業が市町村による認可事業に位置づけられたことに伴い、国が定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に従い、又は参照して定めるもの。

(2) 制定内容

【第5条】乳児等通園支援事業者の一般原則について規定する。

【第6条～第8条】乳児等通園支援事業者の非常災害対策等について規定する。

【第9条、第10条】乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件並びに知識及び技能の向上等について規定する。

【第11条】他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について規定する。

【第12条】乳児等通園支援事業者は差別的取扱いをしてはならない旨を規定する。

【第13条】乳児等通園支援事業所の職員は虐待等をしてはならない旨を規定する。

【第14条】乳児等通園支援事業者の衛生管理等について規定する。

【第15条】食事の提供を行う場合は、施設に必要な設備を備えなければならない旨を規定する。

【第16条】乳児等通園支援事業者は運営規程を定めなければならない旨を規定する。

【第18条】乳児等通園支援事業所の職員の秘密保持について規定する。

【第19条】乳児等通園支援事業者は苦情に対応するための窓口を設置しなければならない旨を規定する。

【第21条～第24条】一般型乳児等通園支援事業の設備、職員の基準、内容等について規定する。

【第25条】余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準について規定する。

(3) 施行日／公布の日

議案第80号 可児市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

(1) 制定趣旨

子ども・子育て支援法の改正により、乳児等のための支援給付制度が創設されることに伴い、特定乳児等通園支援事業者を確認するための基準について、国が定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に従い、又は参照して定めるもの。

(2) 制定内容

【第2条】特定乳児等通園支援事業者の一般原則について規定する。

【第3条】特定乳児等通園支援事業者の利用定員について規定する。

【第4条】特定乳児等通園支援の提供を開始する場合において、乳児等支援給付認定子どもの保護者に対して行う面談について規定する。

【第11条】特定乳児等通園支援事業者の特定乳児等通園支援の提供の記録について規定する。

【第14条】特定乳児等通園支援事業者の特定乳児等通園支援の取扱方針について規定する。

【第19条、第20条】特定乳児等通園支援事業者の運営規程及び勤務体制について規定する。

【第23条】特定乳児等通園支援事業者は乳児等支援給付認定子どもに対して差別的取扱いをしてはならない旨を規定する。

【第24条】特定乳児等通園支援事業所の職員は虐待等をしてはならない旨を規定する。

【第25条】特定乳児等通園支援事業所の職員等の秘密保持等について規定する。

【第28条】特定乳児等通園支援事業者は苦情に対応するための窓口を設置しなければならない旨を規定する。

【第32条】特定乳児等通園支援事業者は職員及び設備等の記録並びに乳児等支援給付認定子どもに関する記録を整備しておかなければならぬ旨を規定する。

【第33条】特定乳児等通園支援事業者は書面等を電磁的記録により行うことができる旨を規定する。

(3) 施行日／令和8年4月1日

議案第81号 可児市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

気象庁が発表する注意報の名称に合わせるため、改正するもの。

(2) 改正内容

【第14条】異常乾燥注意報を乾燥注意報に改める。

(3) 施行日／公布の日

議案第82号 可児市水道事業給水条例及び可児市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

大規模災害発生時は給水装置及び排水設備等に係る工事の需要が増加し、市の指定を受けた事業者のみでは復旧に対応する事業者の確保が困難であるため、災害発生時の早期復旧及び工事の適正な実施を図ることを目的として、改正するもの。

(2) 改正内容

【第1条、第2条】災害その他非常の場合において、管理者が必要と認めるときは、他市町村長等又は他市町村長等の指定を受けた者が工事を施行することができる旨の規定を追加する。

(3) 施行日／公布の日

議案第83号 可児市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

出動の実績に基づかず階級ごとに定めた金額を支払っている年額報酬について、一定期間出動の実績がなかった消防団員には、年額報酬を減額して支給することができるよう改正するもの。

(2) 改正内容

【第12条】四半期ごとの区分において出動の実績がなかった団員には、年額報酬から、年額報酬の4分の1の額に出動の実績がなかった四半期ごとの区分の数を乗じて得た額を差し引いて支給することができるよう規定する。

(3) 施行日／令和8年4月1日

議案第84号 請負契約の変更について

令和6年6月28日議決（令和6年議案第57号）、令和7年2月25日議決（令和7年議案第36号）及び令和7年3月18日専決処分（令和7年報告第11号）による可児市立桜ヶ丘小学校校舎長寿命化改良工事（建築工事）の契約金額を変更するもの。【可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条】

(変更前) 812,507,300円→(変更後) 826,480,600円

議案第85号 請負契約の変更について

令和6年6月28日議決（令和6年議案第59号）及び令和7年2月12日専決処分（令和7年報告第1号）による可児市立桜ヶ丘小学校校舎長寿命化改良工事（機械設備工事）の契約金額を変更するもの。【可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条】

(変更前) 239,140,000円→(変更後) 243,309,000円

議案第86号 請負契約の締結について

可児市立桜ヶ丘小学校校舎長寿命化改良工事（電気設備工事）の変更契約を締結するもの。【可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条】

（契約方法（当初契約））指名競争入札

（契約金額） 145,624,600円

（相手方） ハセテック工業株式会社 代表取締役 長谷川 高志

（工期） 令和6年6月14日～令和8年3月19日

議案第87号 指定管理者の指定について

可児市文化創造センターの指定管理者を指定するもの。【地方自治法第244条の2第6項】

（指定団体） 可児市下恵土3433番地139

　　公益財団法人可児市文化芸術振興財団 理事長 肥田 光久

（指定期間） 令和8年4月1日～令和13年3月31日

議案第88号 指定管理者の指定について

可児市児童館（中央児童センター、帷子児童センター、桜ヶ丘児童センター及び兼山児童館）の指定管理者を指定するもの。【地方自治法第244条の2第6項】

（指定団体） 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3

　　シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 代表取締役 山田 智治

（指定期間） 令和8年4月1日～令和13年3月31日

議案第89号 指定管理者の指定について

可児市老人福祉センター可児川苑の指定管理者を指定するもの。【地方自治法第244条の2第6項】

（指定団体） 可児市今渡682番地1

公益社団法人可児市シルバー人材センター 理事長 久野 泰臣
(指定期間) 令和8年4月1日～令和13年3月31日

議案第90号 指定管理者の指定について

可児市老人福祉センター福寿苑の指定管理者を指定するもの。【地方自治法第244条の2第6項】

(指定団体) 可児市今渡682番地1
社会福祉法人可児市社会福祉協議会 会長 奥村 啓明
(指定期間) 令和8年4月1日～令和13年3月31日

議案第91号 指定管理者の指定について

可児市老人福祉センターやすらぎ館の指定管理者を指定するもの。【地方自治法第244条の2第6項】

(指定団体) 可児市今渡682番地1
公益社団法人可児市シルバー人材センター 理事長 久野 泰臣
(指定期間) 令和8年4月1日～令和13年3月31日

議案第92号 指定管理者の指定について

可児市市民公益活動センターの指定管理者を指定するもの。【地方自治法第244条の2第6項】

(指定団体) 可児市広見一丁目5番地
特定非営利活動法人可児市N P O協会 理事長 山口 由美子
(指定期間) 令和8年4月1日～令和13年3月31日

○提出議案数／予算 1 条例12 契約3 その他6 合計22

【諸般報告】

報告第12号 専決処分の報告について

議会の議決により指定された市長の専決処分事項を報告するもの。【地方自治法第180条】

和解及び損害賠償額を定めたもの。

施設管理の瑕疵による事故に係るもの（2件）

損害賠償額 合計 858,769円

交通事故に係るもの（1件）

損害賠償額 165,000円

令和 7 年度 12月補正予算の概要 [第 5 回市議会定例会（11/28）提出]

1 総括表

会 計 名	補正前予算額	補正額	補正後予算額	備 考
一般会計	41,441,000 千円	1,657,000 千円	43,098,000 千円	第 4 号
総 計	71,859,900 千円	1,657,000 千円	73,516,900 千円	

2 一般会計の主な内容

【歳入】

(1) 国庫支出金

① 障がい者自立支援給付費負担金	416,122 千円
② 障がい児通所給付費等負担金	(118,000千円)
③ 子どものための教育・保育給付費負担金	(82,000千円)
④ 子育てのための施設等利用給付負担金	(166,687千円)
⑤ 生活保護費負担金	(3,879千円)
⑥ 子ども・子育て支援交付金	(10,500千円)
⑦ 出産・子育て応援交付金	(1,499千円)
⑧ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	(2,169千円)
	(31,388千円)

(2) 県支出金

① 障がい者自立支援給付費負担金	196,602 千円
② 障がい児通所給付費等負担金	(59,000千円)
③ 子どものための教育・保育給付費負担金	(41,000千円)
④ 子育てのための施設等利用給付負担金	(83,343千円)
⑤ 子ども・子育て支援事業費補助金	(1,939千円)
⑥ 児童福祉等対策事業補助金	(1,499千円)
⑦ 第 3 子以降保育料等無償化事業費補助金	(2,500千円)
⑧ 保育対策総合支援事業費補助金	(190千円)
⑨ 出産・子育て応援事業費補助金	(6,589千円)
	(542千円)

(3) 寄附金

① 一般寄附金	1,000,000 千円
	(1,000,000千円)

(4) 諸収入

① 国庫等精算金	41,676 千円
	(41,676千円)

(5) 市債

① J アラート受信機更新事業債	2,600 千円
	(2,600千円)

【歳出】

(1) 人件費

△ 46,279 千円

- 国家公務員の給与改定に準ずる給料、各種手当の引上げ及び、定期異動等に伴う補正

(2) 議員人件費

540 千円

- 一般職の給与改定に準ずる議員の期末手当の支給月数引上げに伴い、議員期末手当を増額するもの

(3) 基金積立事業

226,399 千円

- 予算全体の財源調整に伴い、公共施設整備基金の積立額を増額するもの

(4) ふるさと応援寄附金経費

500,000 千円

- 歳入（寄附金）の増額に合わせ、返礼品費等の経費を増額するもの

(5) 地区センター改修経費

24,000 千円

- 受変電設備の規格変更に伴い、更新工事費（3ヶ所）を増額するもの【繰越】

(6) 障がい者自立支援等給付事業

407,480 千円

- 放課後等デイサービス給付費等の給付費の増額、精算に伴う国庫返還金を追加するもの

(7) 老人福祉センター運営経費	16,500 千円
・やすらぎ館の改修費用（部分解体）を追加するもの【繰越】	
(8) 私立保育園等保育促進事業	366,216 千円
・公定価格の上昇、給与上昇等に伴う給付費の増額及び、各種補助金を増額するもの	
(9) 市立保育園管理運営経費	8,780 千円
・物価物価高騰に伴う給食材料費（公費負担分）の増額、こども誰でも通園制度専用室の整備費用を追加するもの	
(10) キッズクラブ運営事業	2,369 千円
・令和6年度国庫補助金精算による返還金を追加するもの	
(11) 生活保護扶助事業	27,821 千円
・住宅扶助費、医療扶助費の増額、精算に伴う国庫返還金を追加するもの	
(12) 予防接種事業	40,000 千円
・年度末までの接種見込に合わせ、子宮頸がん、高齢者帯状疱疹の接種費用を増額するもの	
(13) 妊婦のための支援給付事業	28,264 千円
・ぎふっこギフト運営委託料の増額、精算に伴う国庫返還金を追加するもの	
(14) 防災行政無線整備事業	8,000 千円
・Jアラート受信機、自動起動装置の更新費用を追加するもの【繰越】	
(15) 市立幼稚園管理運営経費	710 千円
・物価高騰に伴い、給食材料費（公費負担分）を増額するもの	
(16) 文化芸術振興事業	19,100 千円
・施設の指定管理における、原油価格高騰等に伴う電気料金の増加分について、所要の負担をするもの	
(17) 体育施設管理経費	2,100 千円
・施設の指定管理における、原油価格高騰等に伴う電気料金の増加分について、所要の負担をするもの	
(18) 給食センター運営経費	25,000 千円
・物価高騰に伴い、給食材料費（公費負担分）を増額するもの	

【繰越明許】

・庁舎駐車場太陽光発電設備整備事業	93,200 千円
・総合会館駐車場太陽光発電設備整備事業	92,500 千円
・地区センター受変電設備更新事業	34,000 千円
・老人福祉センターやすらぎ館改修事業	16,500 千円
・Jアラート受信機更新事業	8,000 千円

【債務負担行為】

・名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅間）運営費補助金（令和8年度）	30,000 千円
・児童館指定管理（令和8年度～12年度）	328,500 千円
・小学校水泳指導・送迎業務（令和8年度）	71,500 千円
・小学校トイレ大規模改造事業（令和8年度）	1,106,000 千円
・中学校水泳指導・送迎業務（令和8年度）	42,500 千円
・中学校トイレ大規模改造事業（令和8年度）	420,000 千円
・文化創造センター指定管理（令和8年度～12年度）	2,475,000 千円

★参考1 財政調整基金の状況

区分	金額	備考
令和6年度末 現在高	10,288,965 千円	
令和7年度 取崩額	0 千円	当初予算 1,160,000千円、6月補正 33,000千円 9月補正 △1,193,000千円
令和7年度 積立額	265,158 千円	利子 47,000千円、元金 9月補正 218,158千円
令和7年度末 現在高見込み	10,554,123 千円	前年度末との差額 265,158 千円

★参考2 公共施設整備基金の状況

区分	金額	備考
令和6年度末 現在高	10,363,697 千円	
令和7年度 取崩額	0 千円	当初予算 600,000千円、9月補正 △600,000千円
令和7年度 積立額	1,705,984 千円	利子 41,900千円、元金 9月補正 1,437,685千円、 12月補正 226,399千円
令和7年度末 現在高見込み	12,069,681 千円	前年度末との差額 1,705,984 千円